

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を寒川町教育委員会に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 町長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4に規定する総合教育会議に関する事務を、寒川町教育委員会に委任する。

(委任事務の実施)

第3条 この規則により委任を受けたものは、委任を受けた事務の実施に当たり、重要又は異例若しくは疑義のある事項については、町長の指示を受けて実施しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。